

コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について

令和4年11月10日 4農振第1974号

農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて

(国土交通省北海道開発局農業水産部長は参考送付)

一部改正 令和7年4月7日 7農振第3号

コンクリート構造物の構築に当たっては、これまでも現場条件に応じて、現場打ち、プレキャストコンクリート製品等のそれぞれのメリットをいかし、適材適所で活用してきたところである。

しかしながら、近年、工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上など、工事現場の環境改善が強く求められている。特に、建設業において適用除外とされていた時間外労働の上限の基準について、令和6年4月1日から罰則付きで適用されたことから、適切な工期設定は喫緊の課題となっている。

このことを踏まえ、今後は別添によりプレキャストコンクリート製品の導入をより一層促進することとしたので、設計・施工段階等において適切に実施されたい。

別 添

コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について

国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化することとする。なお、適用に当たっては、以下の留意事項を参考とすること。

1 適用に当たっての留意事項

- (1) 特殊車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物も対象とする。
- (2) 特殊形状のものは対象外とする。
- (3) 輸送路の制約等に係る以下①～③の確認により、導入の可否に精査が必要な場合は、下記2により検討を行うものとする。
 - ① 重量制限や道路線形など事前の輸送ルート
 - ② 現場周辺の待機場所の有無などの情報
 - ③ 関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等

2 導入の可否に精査が必要な場合の検討

1 (3)において、精査が必要になった場合には、以下に示すような項目(例)を勘案のうえ比較検討するものとする。また、これ以外にも計上可能な要素(工期短縮効果、安全性向上効果、施工性、周辺交通に与える影響等)について適宜計上のうえ比較検討するものとする。

(例)

- ・ 本体工事費
- ・ 仮設工(土留工、水替工等)に関する費用
- ・ (工期を踏まえた)安全費(交通誘導警備員等)に関する費用
- ・ 残土処理工(残土処分等)に関する費用
- ・ 構造物の詳細設計に関する費用
- ・ 共通仮設費(比較対象ごとに異なる場合)
- ・ 維持管理、補修費用

<検討イメージ>

